

短期集中介護予防サービスを御利用ください

介護が必要な状態にならないように、保健や医療の専門職による生活機能の改善又は維持を目的とした短期集中介護予防サービス（桐生市通所型サービスC事業）を行っています。

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線587）へ。

実施期間＝9月～11月コース、平成30年1月～3月コース

対象＝要支援1・2の人、基本チェックリストを実施し該当となった人（基本チェックリストは、市役所1階の長

寿支援課、新里・黒保根支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。）

会場及びプログラム＝下表のとおり

費用＝介護保険負担割合証に応じて、1回につき、事業費（3,500円）の1割（350円）若しくは2割（700円）

申し込み＝利用する際には、担当ケアマネジャーが作成したケアプランと利用申請書を市役所1階の長寿支援課に提出してください。申請用紙は長寿支援課及び市ホームページに有ります。

複合型プログラム

会場	実施事業所名	プログラム
日新病院（菱町三丁目）	医療法人 山育会 日新病院	理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などにより、運動・栄養・口腔についてのお話や実習を行います。1コース12回、各回募集人数20人、送迎あり。（送迎範囲については要相談）
川内長寿センター	社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会	
新里総合センター	医療法人社団にいと会 介護老人保健施設さくら苑	
特別養護老人ホームのぞみの苑（相生町五丁目）	社会福祉法人 希望の家 デイサービスのぞみの苑	

運動器の機能向上プログラム

会場	実施事業所名	プログラム
青年の家（9月～）	桐生・みどり市柔道整復師会	機能訓練指導員認定柔道整復師などにより、ストレッチ体操や筋力向上のための運動を行います。1コース10回、各回募集人数20人、送迎については要相談。
広沢老人憩の家（1月～）		

高額介護（予防）サービス費を見直します

8月1日から市民税が課税されている人がいる世帯（第4段階の月額上限が3万7200円から4万4400円に引き上げになりました。）

第4段階に該当する人のうち、世帯内の全ての被保険者が1割負担の世帯については、自己負担額の年間（前年の8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して44万6400円の上限度額が設

定されます。対象となる人には通知を郵送します。問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～392）へ。

秋の脳いきいき教室

楽しみながら脳トレーニングやウォーキングを行います。全7回の教室です。対象は市内に居住する65歳以上のの人。募集人数は各30人（先着順）※シルクの里の募集人数は25人です。申し込みは8月7日（月）から、各地域包括支援センターへ。

※教室開催初日の7日前までに申し込みください。なお、当日は、運動の服装でお出掛けください。



会場	教室初日	時間	申し込み
特別養護老人ホーム山笑	9月8日（金）	10：00～11：30	地域包括支援センター 神明（☎32-3162）
総合福祉センター	9月12日（火）	10：00～11：30	地域包括支援センター 社協（☎46-4411）
特別養護老人ホームシルクの里	9月15日（金）	14：00～15：30	地域包括支援センター 山育会（☎46-6066）
蕪町会館	10月6日（金）	13：30～15：00	地域包括支援センターのぞみの苑（☎54-9537）
黒保根保健センター	10月11日（水）	10：00～11：30	地域包括支援センター 思いやり黒保根（☎46-8847）
広沢老人憩の家	10月20日（金）	10：00～11：30	地域包括支援センター ユートピア広沢（☎53-1152）
東公民館	10月25日（水）	13：30～15：00	地域包括支援センター 菱風園（☎32-3321）

食品ロス削減の取り組みと 30・10運動に御協力を

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されている食べ物のことを言います。国で取りまとめた年間の食品ロスの量は、632万トンと試算され、この量は世界全体の年間食糧援助量320万トンの約2倍に匹敵しています。(平成25年度推計)

食品ロス削減の取り組みは、食べ物の廃棄量を減らすだけでなく、家庭では無駄な買い物をせず、必要なものだけを買うことで家計を助け、事業所では食品に掛かる処理費用の削減が見込まれます。

また、30・10運動とは、宴会などで乾杯後30分間(味わいタイム)は料理を楽しみ、お開き前の10分間(食べきりタイム)は自席に戻って料理を楽しみ食べ残しを減らす運動です。1人1日当たりのごみ排出量が多い桐生市にとって、ごみの発生抑制という観点から大変有効な取り組みですので、御協力をお願いします。

問い合わせは、環境課ごみ減量係(☎内線453)へ。

集団回収の登録団体を募集

市の集団回収事業に登録いただいた団体には、回収量に応じて市から奨励金が交付されます。お住まいの地域や集まりなどで団体を構成し、集団回収を始めてみませんか。

対象となる再生資源

家庭から出された紙類、繊維類、金属類、アルミ類、空きびんに限ります。

奨励金

年間回収量に応じて、1キログラム当たり4円50銭～8円の奨励金を交付します。

登録条件、登録方法など詳しいことは、環境課ごみ減量係(☎内線453)へお問い合わせいただくか、市ホームページを御覧ください。

3Rアドバイザーを募集

桐生市ごみ減量化推進協議会では、平成29年度事業として、3Rアドバイザーの養成に取り組みます。協議会では、3Rアドバイザーとしての知識を習得するための3R・低炭素社会検定の検定料のほか、テキスト代や受験会場までの交通費など、検定合格に向けた支援も行いますので、3Rアドバイザーに興味のある人は是非、応募して下さい。

募集人数=3人

対象=市内に居住する人

申し込み=8月10日(木)から31日(木)まで(土、日、祝日を除く)に、直接又は電話で環境課ごみ減量係(☎内線453)へ。

「第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求はお済みですか

「第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求期限が近づいています。

まだ請求が済んでいない人は、平成30年4月2日までに請求してください。

請求期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早目に請求ください。

対象は戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において公務扶助

料や遺族年金などを受けられない場合、次の順番による順位が先の遺族1人に支給されます。

① 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

② 戦没者などの子を共にしていた父母、孫、祖母、兄弟姉妹(婚姻や養子

縁組により、平成27年4月1

日現在で氏が変わっている人を除きます)

④ ③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤ ①から④まで以外の戦没者などの三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限ります)

支給内容は額面25万円、5年償還の記名国債

問い合わせは、福祉課社会福祉係(☎内線271)、新里支所市民生活課(☎742904)、黒保根支所市民生活課(☎962112)へ。

桐生市介護予防事業受託事業者を募集します

介護保険法に基づき、一般高齢者を対象とした介護予防普及啓発のための教室を実施する事業者を募集します。

委託内容は、介護予防普及啓発事業として、運動器の機能向上を必須とし、口腔機能低下予防を組み合わせた、市内の日常生活圏域ごとに介護予防プログラムを提供する業務です。

実施期間は平成29年9月から

平成30年3月までの全5回対象は介護予防マニュアルに沿った運動指導ができる従事者がいる事業所や団体など

申し込みは8月7日(月)から31日(木)まで(土、日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までに、申請書を直接市役所1階の長寿支援課へ。募集要項と申請用紙は市ホームページにあります。問い合わせは、長寿支援課長寿支援係(☎内線588)へ。